

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正の概要

1 改正の趣旨

これまで、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止対策については、大気汚染防止法の規制と併せて、行政指導基準として平成 18 年 4 月に定めた「アスベスト除去工事に関する指導指針」により、石綿の飛散防止対策を実施してきました。

令和 10 年をピークに吹付け石綿等の除去等工事の増加が予想されていることから令和 2 年 6 月 5 日に改正された大気汚染防止法を踏まえ、令和 3 年 3 月 30 日に神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（以下「条例」という。）を公布、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、石綿の飛散防止対策を強化することとしました。

2 条例の改正概要

(1) 定義

ア 吹付け石綿等（条例第 2 条第 16 号関係）

石綿に係る規定が適用される建築材料である吹付け石綿等については、「吹付け石綿」並びに「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」と規定しました。

イ 石綿排出等作業（条例第 2 条第 17 号関係）

石綿排出等作業については、吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気の汚染の原因となるものとして、次の作業を規定しました。

- 吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体する作業
- 吹付け石綿等が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

ウ 石綿排出等工事（条例第 2 条第 18 号関係）

石綿排出等工事については、石綿排出等作業を伴う建設工事と規定しました。

(2) 石綿排出等工事における石綿の飛散の防止

ア 管理体制の整備（条例第 52 条関係）

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備し、当該管理体制図を作成しなければならないこととしました。

イ 住民等への周知（条例第 52 条の 2 関係）

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、周知しなければならないこととしました。

(ア) 周知方法

周辺の地域の住民等への周知方法については、掲示板を除き、説明会の開催、各戸の訪問、印刷物の配布等による方法としました。

(イ) 周知事項

周知事項については、石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションの観点から、

石綿排出等工事の予定期間、石綿飛散防止措置の概要等としました。

ウ 大気中の石綿濃度等の測定（条例第 52 条の 3 関係）

予期せぬ箇所からの石綿漏えいを監視するため、負圧隔離養生を実施しなければならない石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺において、大気中の石綿の濃度等を測定することとし、併せてその結果を記録し、3年間保存しなければならないこととしました。

(ア) 測定時期及び頻度

測定時期は、初めて吹付け石綿等の除去を行う日に当該除去の開始後速やかに行うこととしました。また、測定頻度は、吹付け石綿等の除去を行う期間において、7日を超えない期間につき1回以上実施することとしました。

(イ) 測定の方法

測定の方法は、知事が定める測定の方法として、別途告示する方法により行うこととしました。

エ 発注者への説明（条例第 52 条の 4 関係）

石綿排出等工事の元請業者は、当該石綿排出等工事の管理体制や周知に関する計画等を発注者へ説明しなければならないこととしました。

オ 石綿排出等作業に係る届出（条例第 52 条の 5 関係）

石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、石綿排出等作業の開始の日の 14 日前までに、管理体制、住民等への周知に関する計画、大気中の石綿濃度等の測定を行う場合にあってはその計画、大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項又は第 4 項の規定による調査の結果等を知事へ届出しなければならないこととしました。

なお、災害その他非常の事態の発生により石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合には、石綿排出等作業の開始の日の 14 日前までに限らず、速やかに提出することとしました。

カ 石綿排出等作業の完了の報告（条例第 52 条の 6 関係）

石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、大気中の石綿の濃度等を測定した場合にあっては当該測定結果、作業の記録等を添付し、知事へ報告しなければならないこととしました。

キ 非常時の措置（条例第 52 条の 7 関係）

石綿排出等工事において石綿の飛散若しくはそのおそれが生じたときの措置として、元請業者又は自主施工者に対し、通報、応急措置及び措置命令に関する規定を創設しました。

(3) 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理等

建築物等の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物等から石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しました。

また、適正な管理が行われていない建築物等から石綿の飛散による環境汚染を確認した場合に、知事は、原因の調査等の措置を講ずることができるようにしました。

ア 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理（条例第 52 条の 8 関係）

災害で倒壊した建築物等からの石綿の飛散を防止するため、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、その建築物等の吹付け石綿等の使用状況の把握に努めることを規定しました。

イ 環境汚染を確認した場合の知事の措置等（条例第 113 条の 3 関係）

環境汚染の原因物質に石綿を追加し、漏えい監視の管理としての基準を石綿繊維数濃度 1 本/ℓ としました。

(4) その他

ア 罰則等（条例第 110 条の 2 及び条例第 121 条関係）

上記 2 (2) ア～カに違反している者又はそのおそれがある者に対し、知事は、必要な措置を講ずべきことを勧告できることとしました。また、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、知事がその旨を公表できることとしました。

一方、上記 2 (2) キによる命令に違反した者に対しては、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処することとしました。

イ 適用区域

この石綿に関する条例の規定は、神奈川県内の横浜市、川崎市及び横須賀市を除く、市町村の区域に適用されます。